

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年6月12日
【事業年度】	第65期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社富士ピー・エス
【英訳名】	FUJI P.S CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野 昇孝
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目13番8号
【電話番号】	092（721）3471（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 青柳 孝雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目13番8号
【電話番号】	092（721）3471（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 青柳 孝雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月22日に提出いたしました第65期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
- 4 事業等のリスク

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第2【事業の状況】

##### 4【事業等のリスク】

（訂正前）

<省略>

（8）法的規制等について

当社グループの事業は、建設業法、建築基準法等の法的規制を受けております。当社グループはこれらの法令等を遵守し、許認可更新等に支障が出ないような体制の構築に努めておりますが、これらの法令等の改正や新たな法令等の制定による規制強化が行われた場合、もしくは法令違反が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

<省略>

（8）法的規制等について

当社グループの事業は、建設業法、建築土法、建築基準法等の法的規制を受けております。主要な事業であります土木・建築事業は、建設業法に基づき、特定建設業許可を受けておりますが、不正な手段による許可の取得や経営管理者・専任技術者等の欠格条項違反に該当した場合は、建設業法第29条により許可の取り消しとなります。

当社グループでは、当該許可の諸条件や法令等の遵守に努めており、現時点において、これらの免許の取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、万一、法令違反等によって許可が取り消された場合、当社グループの業績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（許認可等の状況）

法令等	許認可等	有効期限	取消事由
建設業法	特定建設業の許可 国土交通大臣許可 (特-29)第2301号	平成29年11月26日から 平成34年11月25日まで (5年ごとの更新)	建設業法第29条